

令和6年第4回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案

〔令和6年12月2日〕
〔第4回水戸市議会定例会〕

市議会議案第 98号	水戸市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例	1
〃　第 99号	水戸市文化財保護基金条例	3
〃　第100号	水戸市男女平等参画センター条例を廃止する条例	5
〃　第101号	水戸市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例	7
〃　第102号	水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	9
〃　第103号	水戸市総合福祉作業施設条例及び水戸市身体障害者生活介護施設条例の一部を改正する条例	11
〃　第104号	水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例の一部を改正する条例	13
〃　第105号	水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例	15
〃　第106号	水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例	17
〃　第107号	水戸市公共下水道条例の一部を改正する条例	19
〃　第108号	指定管理者の指定について（自転車等駐車場）	21
〃　第109号	指定管理者の指定について（児童遊園）	23
〃　第110号	市道路線の認定について	25
〃　第111号	水戸市立酒門小学校校舎増築工事請負契約の締結について	37
〃　第112号	土地の取得について（鯉淵市民運動場用地）	39
〃　第113号	令和6年度水戸市一般会計補正予算（第5号）	41
報 告 第 67号	専決処分について（水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）	45
〃　第 68号	専決処分について（水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	47
〃　第 69号	専決処分について（令和6年度水戸市一般会計補正予算（第4号））	49
〃　第 70号	専決処分について（水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び水戸市市税条例の一部を改正する条例）	53
〃　第 71号	専決処分について（水戸市手数料条例の一部を改正する条例）	55
〃　第 72号	専決処分について（訴えの提起について）	57
〃　第 73号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	59
〃　第 74号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	61
〃　第 75号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	63
〃　第 76号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	65
〃　第 77号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	67
〃　第 78号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	69
〃　第 79号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	71
〃　第 80号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	73
〃　第 81号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	75
〃　第 82号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	77

水戸市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティにおいて町内会・自治会が重要な役割を担うものであることに鑑み、町内会・自治会の活動の活性化に関し基本理念を定めるとともに、市、町内会・自治会、市民、事業者等の責務を明らかにすることにより、町内会・自治会の活動の活性化を推進し、もって市民が相互につながり、支え合いながら、将来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会・自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (2) 地区会 おおむね小学校区ごとに町内会・自治会及びその他の公共的団体等をもって構成する団体をいう。
- (3) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会 本市における地域コミュニティ活動の総合的な推進を目的として各種事業を実施する団体であって、地区会をもって構成するものをいう。
- (4) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人事業主をいう。

(基本理念)

第3条 町内会・自治会の活動の活性化に当たっては、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が相互に交流を深め、支え合い、協力しながら、地域社会の一員として自主的かつ主体的に活動するものであること。
- (2) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するものであること。

(市の責務)

第4条 市は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と連携しながら、町内会・自治会の活動の活性化のための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、市民並びに町内会・自治会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の意見を十分に反映するものとする。

(町内会・自治会の責務)

第5条 町内会・自治会は、基本理念にのっとり、地域コミュニティにおける中心的な担い手として、町内会・自治会の活動を推進するものとする。

- 2 町内会・自治会は、市民の自発的な加入を促進するように努めるものとする。
- 3 町内会・自治会は、その活動が市民及び事業者にとって参加し、及び協力しやすいものとなるように努めるものとする。
- 4 町内会・自治会は、その運営について透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれたものとなるように努めるものとする。
- 5 町内会・自治会は、地域コミュニティを担う人材の育成に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会に加入するように努めるものとする。

2 市民は、町内会・自治会の活動が地域の結びつきを強めるものであることを認識し、その活動に積極的に参加するように努めるものとする。

3 市民は、町内会・自治会の活動を通じて地域社会の課題の解決に主体的に取り組むように努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会の活動への参加及び協力を努めるものとする。

2 事業者は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会が実施する町内会・自治会への加入促進に関する事業に協力するように努めるものとする。

3 事業者のうち、住宅の販売、賃貸、建築又は管理を行うものは、当該住宅を購入し、又は賃借しようとする者の地域の町内会・自治会への加入の促進及び町内会・自治会の設立のための支援に努めるものとする。

(水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の責務)

第8条 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、市民の自発的な町内会・自治会への加入の促進及び町内会・自治会の設立のための積極的な支援を行うものとする。

2 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、町内会・自治会に対する市民の理解と関心を深め、町内会・自治会の活動への参加を促進するための積極的な支援を行うものとする。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市文化財保護基金条例

(設置)

第1条 弘道館、偕楽園、旧水戸彰考館跡、日新塾跡等の本市の文化財の保護に関する事業の推進を図るため、水戸市文化財保護基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、前条の目的のための寄附金を積み立てるものとする。ただし、必要があると認めるときは、予算で定める額を積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市男女平等参画センター条例を廃止する条例

水戸市男女平等参画センター条例（平成22年水戸市条例第3号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

男女平等参画センター運営委員会の委員	日額 7,000	〃
--------------------	----------	---

削る。

（水戸市公共施設における暴力団等の排除に関する条例の一部改正）

3 水戸市公共施設における暴力団等の排除に関する条例（平成22年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水戸市男女平等参画センターの項を削る。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第101号

水戸市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

水戸市老人デイサービスセンター条例（平成17年水戸市条例第53号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第102号

水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市総合福祉作業施設条例及び水戸市身体障害者生活介護施設 条例の一部を改正する条例

(水戸市総合福祉作業施設条例の一部改正)

第1条 水戸市総合福祉作業施設条例（平成17年水戸市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「水戸市身体障害者福祉センターつどい」を

削る。

第4条第3号を削り、同条第4号ア及びイを次のように改める。

ア 生活介護（法第5条第7項に規定する生活介護のうち、知的障害者に係るものに限る。）に関する事

イ 自立訓練（法第5条第12項に規定する自立訓練のうち、知的障害者に係るものに限る。）に関する事

第4条第4号を同条第3号とする。

第6条第3号を次のように改める。

(3) むつみへの通所（第9条第3項第4号に掲げる者の通所に限る。）の許可に関する事

第7条第2項第1号中「つどい及び」を削る。

第8条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第9条第1項第2号中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和24年法律第283号）」を加え、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第10条第1項中「支給決定身体障害者」の次に「及び支給決定知的障害者」を加え、「のぞみ又はつどいの」を削り、同条第2項を削る。

第11条の見出し中「使用等」を「通所」に改め、同条第1項中「つどいを使用しようとするもの（第9条第3項第1号エ又は同項第2号に掲げるものに限る。）又は」を削り、「同条第4項第4号」を「第9条第3項第4号」に、「許可を」を「許可（以下「通所許可」という。）を」に、「許可に」を「通所許可に」に改め、同条第2項中「前項の規定による許可」を「通所許可」に改める。

第12条の見出し中「使用等」を「通所」に改め、同条中「つどいの使用又はむつみへの通所を許可しない」を「通所許可をしない」に改める。

第13条中「第11条第1項の規定により使用又は通所の許可」を「通所許可」に、「もの（以下「使用者等」を「者（以下「通所者」に、「許可」を「通所許可」に改め、「使用し、若しくは」及び「使用若しくは」を削る。

第14条の見出し中「使用等の許可」を「通所許可」に改め、同条中「使用者等」を「通所者」に、「許可」を「通所許可」に、「使用を」を「通所を」に改める。

第15条第1項中「支給決定身体障害者」の次に「及び支給決定知的障害者」を加え、「のぞみ又はつどいの」を削り、同項各号中「のぞみ又はつどい」を「当該指定障害福祉サービスを受けた福祉作業施設」に改め、同条第2項を削る。

(水戸市身体障害者生活介護施設条例の一部改正)

第2条 水戸市身体障害者生活介護施設条例(平成17年水戸市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定する身体障害者福祉センターが行う事業に関すること。

第7条及び第8条を次のように改める。

(定員)

第7条 第3条第1号に掲げる事業に係る定員は、30人とする。

(使用できる者)

第8条 センターを使用できる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第3条第1号に掲げる事業 次に掲げる者

ア 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた身体障害者(以下「支給決定身体障害者」という。)

イ 身体障害者福祉法第9条に規定する援護の実施者が同法第18条第1項の規定による措置を必要と認める者

ウ 本市に居住し、かつ、障害の程度がア又はイに掲げる者と同程度である者で指定管理者が適当と認めるもの

(2) 第3条第2号に掲げる事業 次に掲げる者

ア 本市に居住する在宅の身体障害者

イ 身体障害者の福祉向上に寄与する団体及び個人

(3) 第3条第3号に掲げる事業 前2号に定める者

第10条第1項中「第8条第4号に掲げる者に限る」を「第8条第1号ア又はイに定める者が第3条第1号又は第3号の事業のために使用しようとする場合を除く」に、「許可を」を「許可(以下「使用許可」という。)を」に、「許可に」を「使用許可に」に改め、同条第2項中「前項の規定による許可」を「使用許可」に改める。

第11条中「センターの使用を許可しない」を「使用許可をしない」に改める。

第12条中「第10条第1項の規定により使用の許可」を「使用許可」に、「許可」を「使用許可」に改める。

第13条の見出し中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条中「許可」を「使用許可」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例の一部を改正する 条例

水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例（令和2年水戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

8 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第30条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第8項」を加える。

第31条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

付 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

水戸市児童遊園条例（平成2年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表水戸市笠原町八ツ無地第11児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市笠原町八ツ無地第12児童遊園	水戸市笠原町1812番42
-------------------	---------------

別表水戸市住吉町第6児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市住吉町第7児童遊園	水戸市住吉町157番16
--------------	--------------

別表水戸市姫子1丁目第4児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市姫子1丁目第5児童遊園	水戸市姫子1丁目787番12
----------------	----------------

付 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例

水戸市営住宅及び特定市営住宅条例（平成9年水戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「施行規則第1条第3号」を「施行規則第1条第4号」に改める。

第4条第1項第3号中「広報紙掲載」を「広報紙への掲載」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市のウェブサイトへの掲載

第41条第3項中「は近傍同種」を「は市営住宅にあっては近傍同種」に改め、「差額に」の次に「、特定市営住宅にあっては別表第1に定める家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に」を加え、「毎月近傍同種の住宅の」を「毎月、市営住宅にあっては近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額の金銭、特定市営住宅にあっては同表に定める」に改め、同条第4項中「近傍同種の住宅の」を「市営住宅にあっては近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額の金銭、特定市営住宅にあっては別表第1に定める」に改める。

第41条の2中「市営住宅」の次に「及び特定市営住宅」を加える。

第41条の3中「第6条第1項」を「子育て世帯向け住宅として指定された市営住宅（以下「子育て世帯向け市営住宅」という。）にあっては第6条第1項、子育て世帯向け住宅として指定された特定市営住宅（以下「子育て世帯向け特定市営住宅」という。）にあっては第6条の2」に改める。

第41条の4第2項第1号中「第6条第1項」を「子育て世帯向け市営住宅にあっては、第6条第1項」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子育て世帯向け特定市営住宅にあっては、第6条の2第1号に掲げる条件に該当し、かつ、収入が規則で定める基準を満たしているもののうち、同居親族に入居期間の満了する日の翌日において義務教育を終了しない者があるもの又は当該入居者若しくは同居親族が妊婦であるもの

第41条の5第1項中「第9条」の次に「及び第9条の2第1項」を加える。

第41条の7の見出し中「の納付の」を「に係る」に改め、同条第1項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

市長は、規則で定めるところにより、子育て世帯向け特定市営住宅の入居者に係る家賃を減額することができる。

2 市長は、前項の規定により家賃を減額した入居者が、第41条の3の入居者の資格（第41条の4第2項の規定により入居期間を延長した入居者にあっては、同項に定める要件。以下この項において「入居者資格等」という。）に該当しなくなった場合は、当該入居者資格等に該当しなくなった日後の入居期間のうち市長が定める期間に係る家賃の減額をしないものとする。

第41条の8中「近傍同種の住宅の」を「子育て世帯向け市営住宅にあっては近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額の金銭、子育て世帯向け特定市営住宅にあっては別表第1に定める」に改める。

第55条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第2項後段を次のように改める。

この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第55条第1項」と、「市営住宅等」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、同条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「第1項第1号」とあるのは「第55条第1項第1号」と、「入居した」とあるのは「使用した」と

と、「市営住宅にあつては近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に、特定市営住宅にあつては別表第1に定める家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃」とあるのは「近傍同種の駐車場の使用料の額とそれまでに支払を受けた駐車場使用料」と、「市営住宅等」とあるのは「駐車場」と、「市営住宅にあつては近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額の金銭、特定市営住宅にあつては同表に定める家賃」とあるのは「近傍同種の駐車場の使用料」と、同条第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「第1項第2号から第5号まで及び第7号」とあるのは「第55条第1項第2号から第5号まで」と、「市営住宅等」とあるのは「駐車場」と、「市営住宅にあつては近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額の金銭、特定市営住宅にあつては別表第1に定める家賃」とあるのは「近傍同種の駐車場の使用料」と、同条第5項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「第1項第6号」とあるのは「第55条第1項第6号」と読み替えるものとする。

別表第1第2項の表中「86,000」を「72,000」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第107号

水戸市公共下水道条例の一部を改正する条例

水戸市公共下水道条例（昭和48年水戸市条例第60号）の一部を次のように改正する。
第5条の3第8号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 - (1) 水戸市水戸駅北口地下自転車等駐車場
 - (2) 水戸市水戸駅南口東棟自転車等駐車場
 - (3) 水戸市水戸駅南口西棟自転車等駐車場
 - (4) 水戸市赤塚駅北口自転車等駐車場
 - (5) 水戸市赤塚駅南口自転車等駐車場
 - (6) 水戸市赤塚駅南口第2自転車等駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社アビック
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 - (1) 水戸市笠原町八ツ無地第12児童遊園
 - (2) 水戸市住吉町第7児童遊園
 - (3) 水戸市姫子1丁目第5児童遊園
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市公園協会
- 3 指定の期間 令和7年1月1日から令和8年3月31日まで

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第110号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき，市道路線の認定を別紙のとおり行うものとする。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

別紙

路線の認定

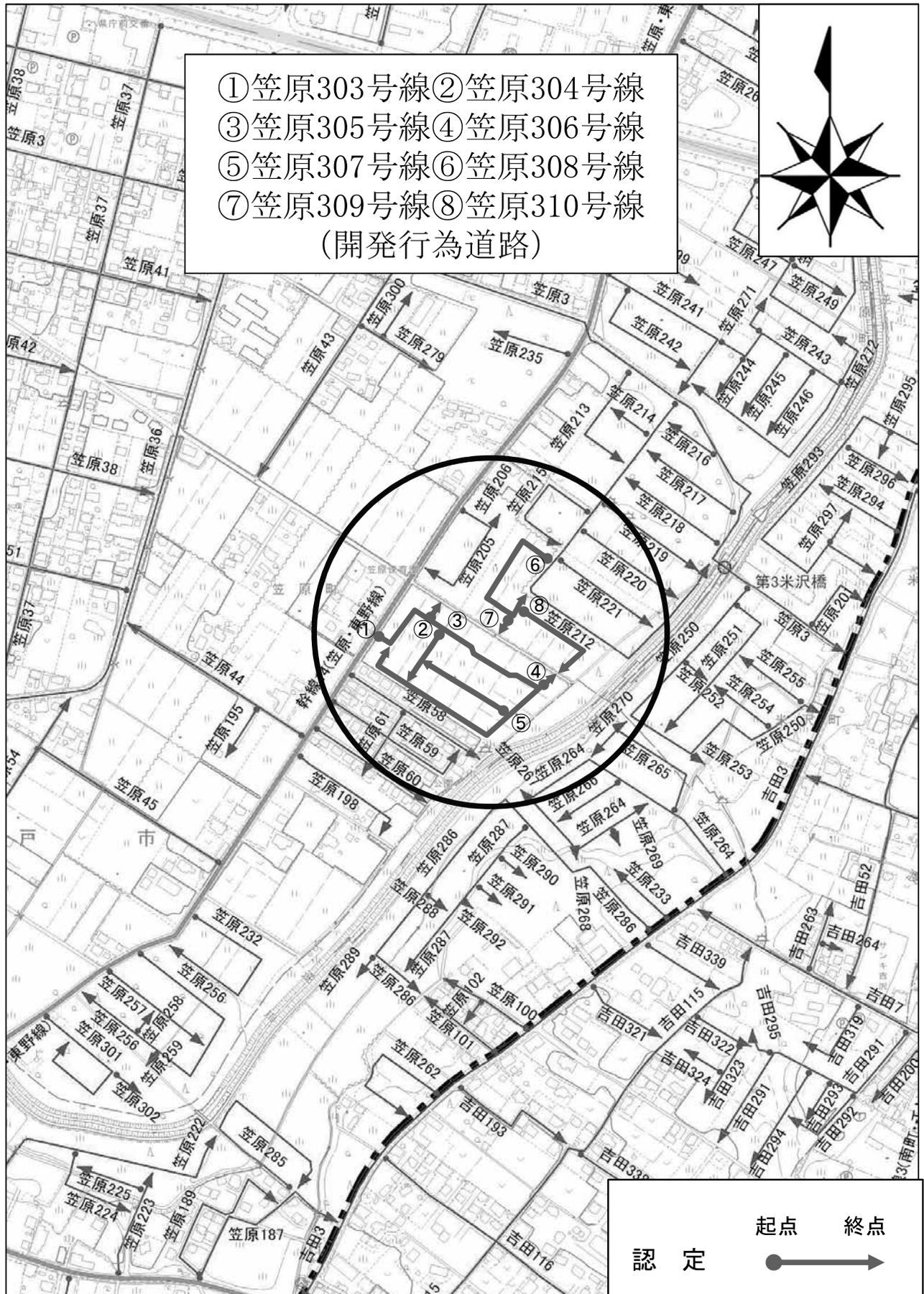
路線名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
上中妻 304号線	起点 市道上中妻174号交点 水戸市大塚町1863番34地先	終点 水戸市大塚町1863番112地先		73.22		4.00	寄附道路
笠原 303号線	起点 幹線市道14号交点 水戸市笠原町1812番7地先	終点 市道笠原303号交点 水戸市笠原町1812番7地先		470.90		6.34 ～8.03	開発行為 道 路
笠原 304号線	起点 市道笠原303号交点 水戸市笠原町1812番47地先	終点 水戸市笠原町1812番1地先		18.50		6.35 ～6.36	開発行為 道 路
笠原 305号線	起点 市道笠原303号交点 水戸市笠原町1812番14地先	終点 市道笠原303号交点 水戸市笠原町1812番18地先		66.12		6.34 ～6.36	開発行為 道 路
笠原 306号線	起点 市道笠原303号交点 水戸市笠原町1812番58地先	終点 水戸市笠原町1812番54地先		19.99		6.36	開発行為 道 路
笠原 307号線	起点 市道笠原303号交点 水戸市笠原町1812番36地先	終点 市道笠原305号交点 水戸市笠原町1812番29地先		106.50		6.35 ～6.37	開発行為 道 路
笠原 308号線	起点 市道笠原212号交点 水戸市笠原町1802番13地先	終点 市道笠原212号交点 水戸市笠原町1802番18地先		187.92		6.34 ～6.36	開発行為 道 路
笠原 309号線	起点 市道笠原308号交点 水戸市笠原町1802番1地先	終点 水戸市笠原町1802番40地先		14.69		6.35 ～6.36	開発行為 道 路
笠原 310号線	起点 市道笠原308号交点 水戸市笠原町1802番41地先	終点 水戸市笠原町1802番29地先		115.10		6.34 ～6.35	開発行為 道 路
吉田 345号線	起点 市道吉田37号交点 水戸市酒門町1923番6地先	終点 水戸市酒門町1910番19地先		72.90		6.01	開発行為 道 路
吉田 346号線	起点 県道長岡水戸線交点 水戸市吉沢町641番5地先	終点 水戸市吉沢町638番1地先		115.06		6.18 ～6.49	寄附道路

路線名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
酒 門 400号線	起点 市道酒門5号交点 水戸市住吉町158番16地先	終点 市道酒門27号交点 水戸市住吉町157番7地先		169.08		6.35 ~6.38	開発行為 道 路
赤 塚 434号線	起点 幹線市道21号交点 水戸市姫子1丁目787番14地先	終点 市道赤塚434号交点 水戸市姫子1丁目787番5地先		266.68		6.33 ~6.48	開発行為 道 路
赤 塚 435号線	起点 県道水戸岩間線交点 水戸市河和田町2896番5地先	終点 水戸市河和田町2896番22地先		46.36		5.50	寄附道路
常 磐 361号線	起点 幹線市道5号交点 水戸市渡里町3013番4地先	終点 市道常磐222号交点 水戸市渡里町3016番18地先		39.32		4.00 ~4.01	寄附道路

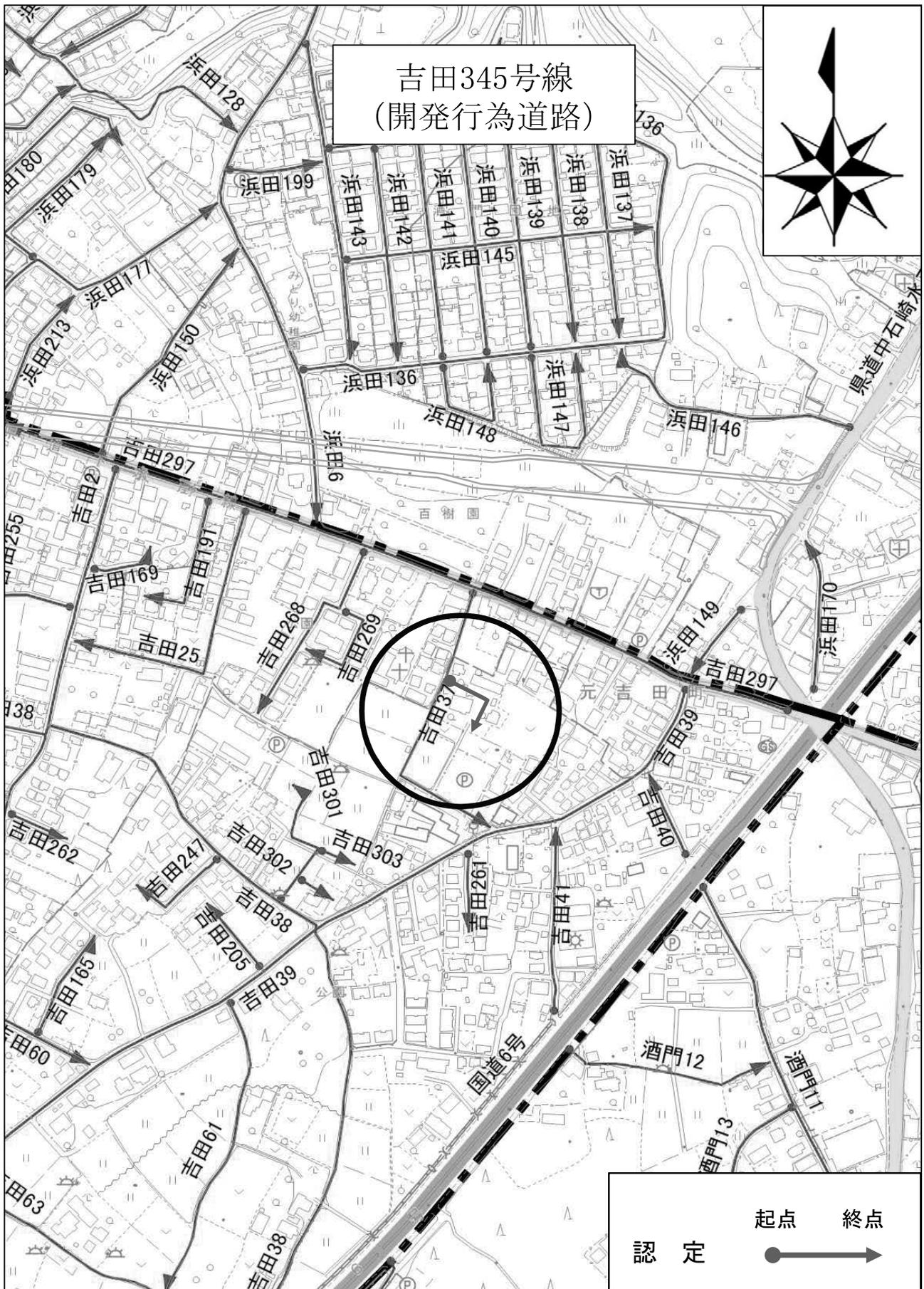
市道路線の認定の位置図



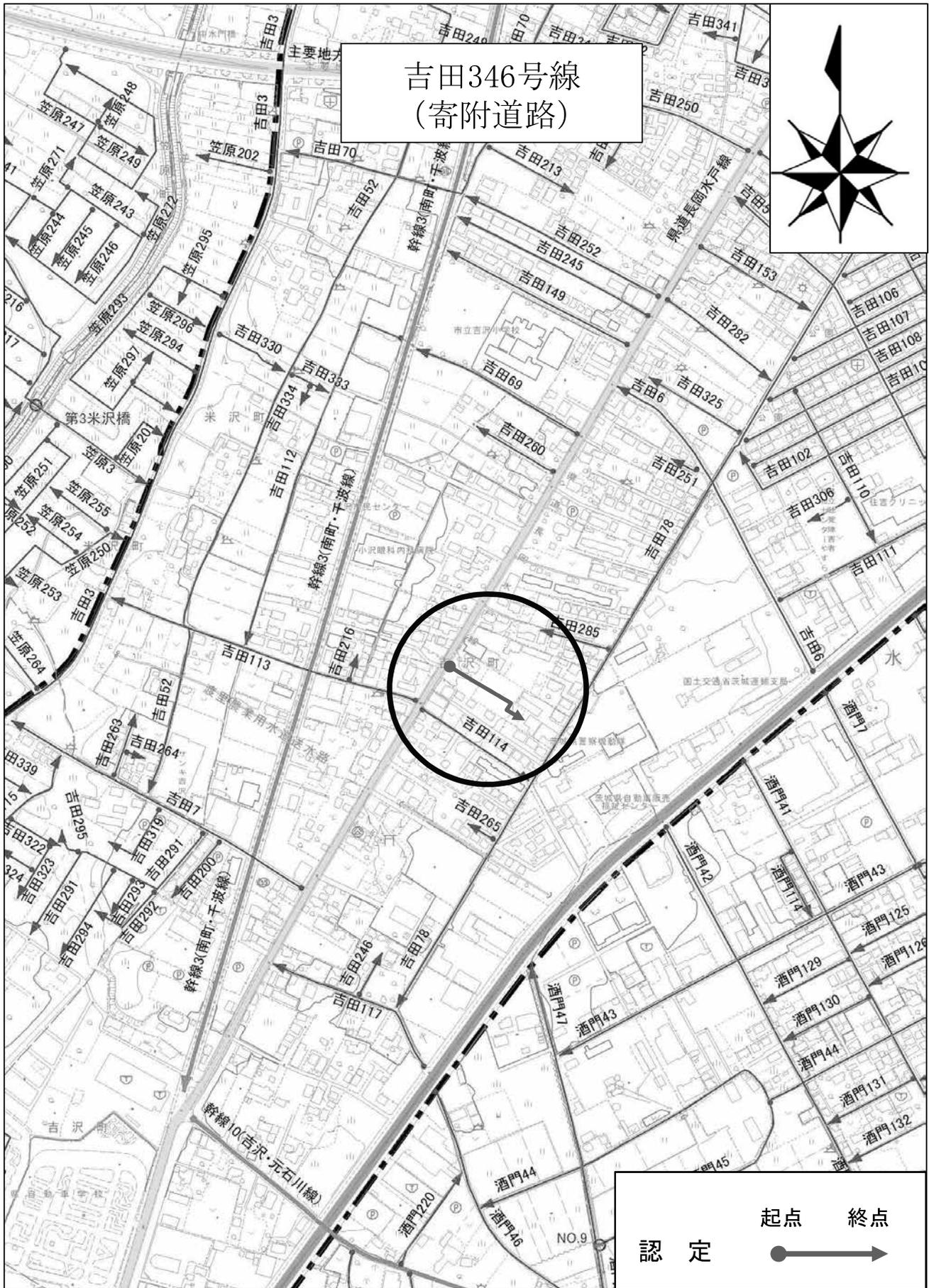
市道路線の認定の位置図



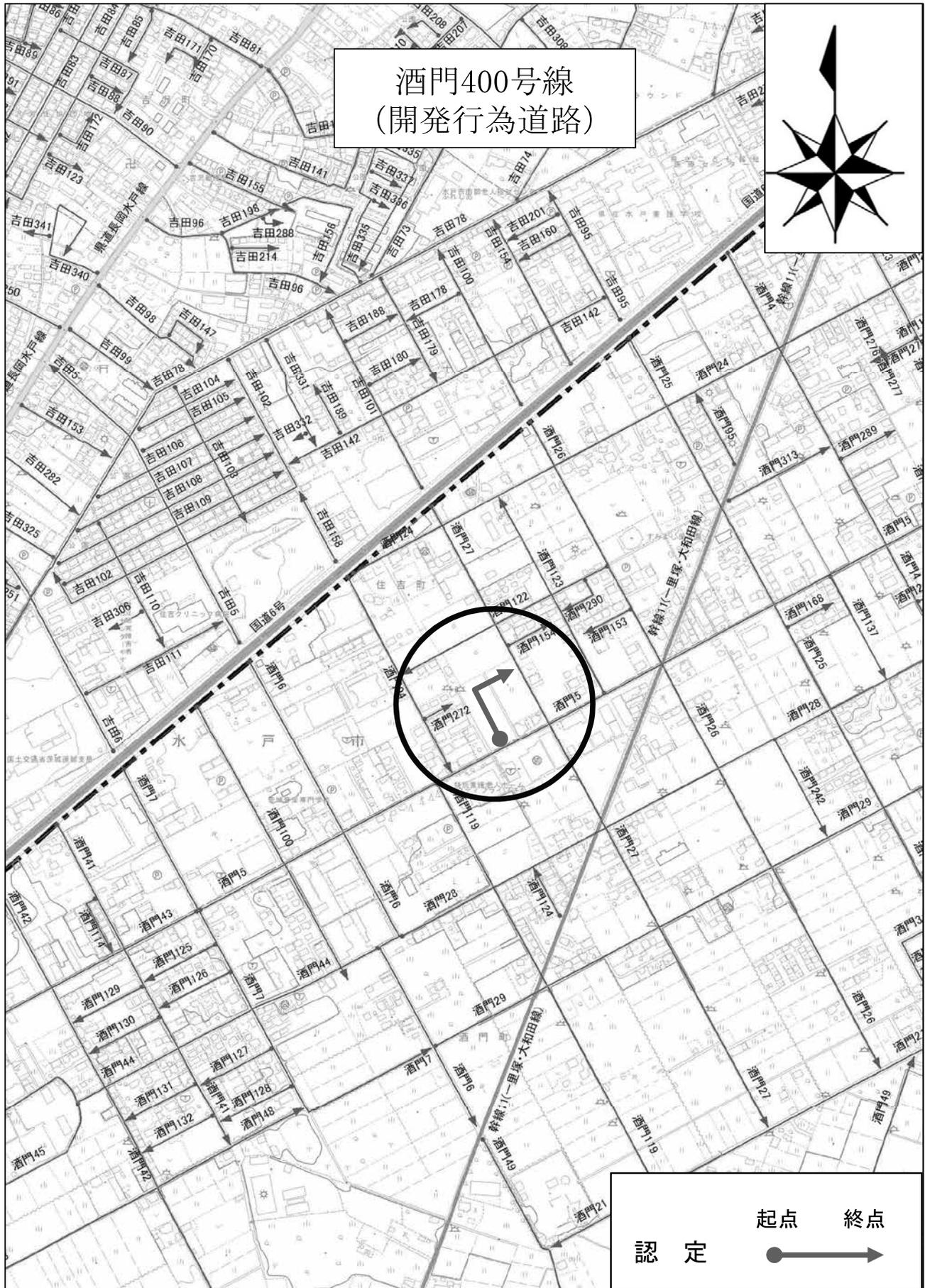
市道路線の認定の位置図



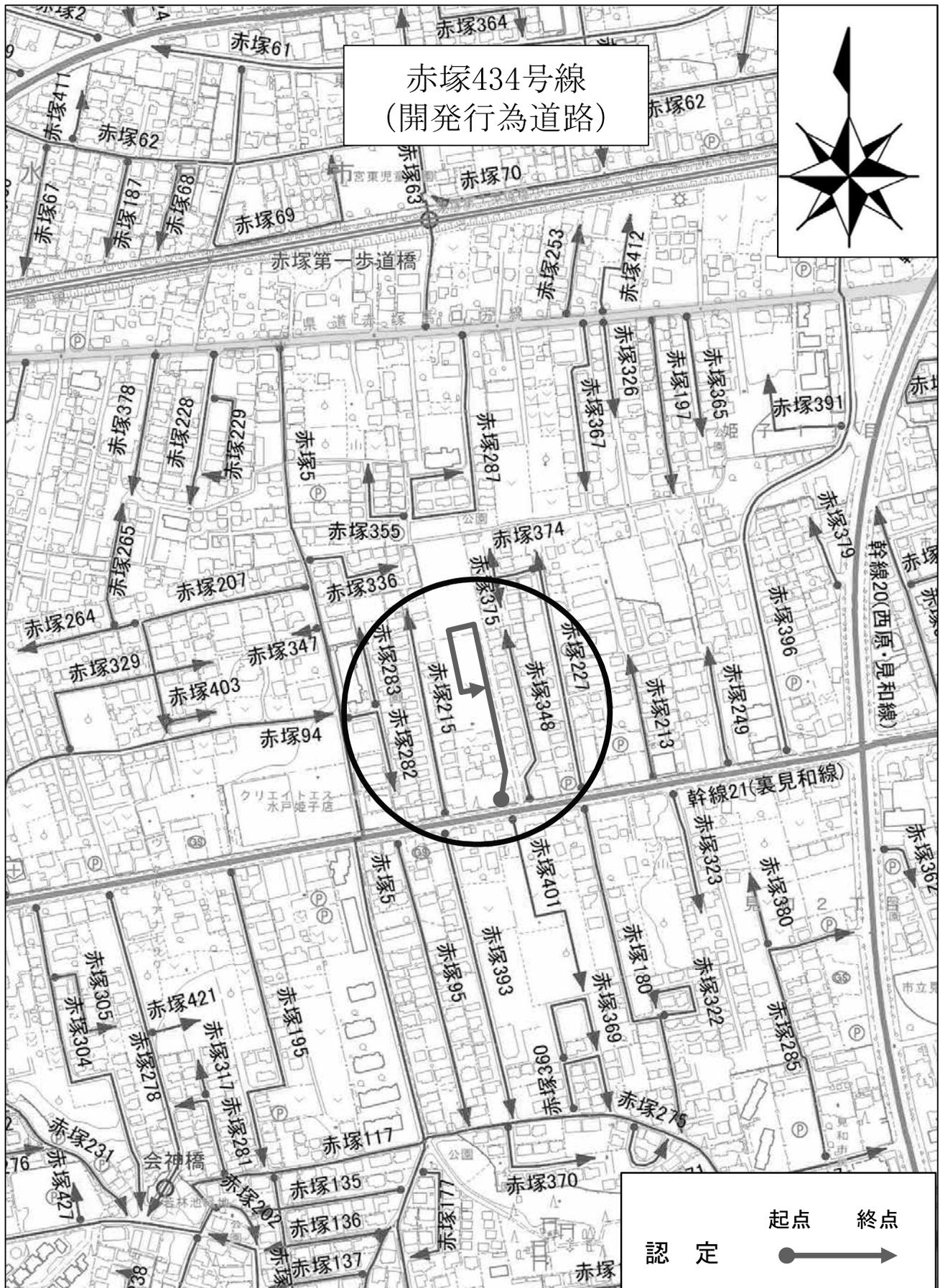
市道路線の認定の位置図



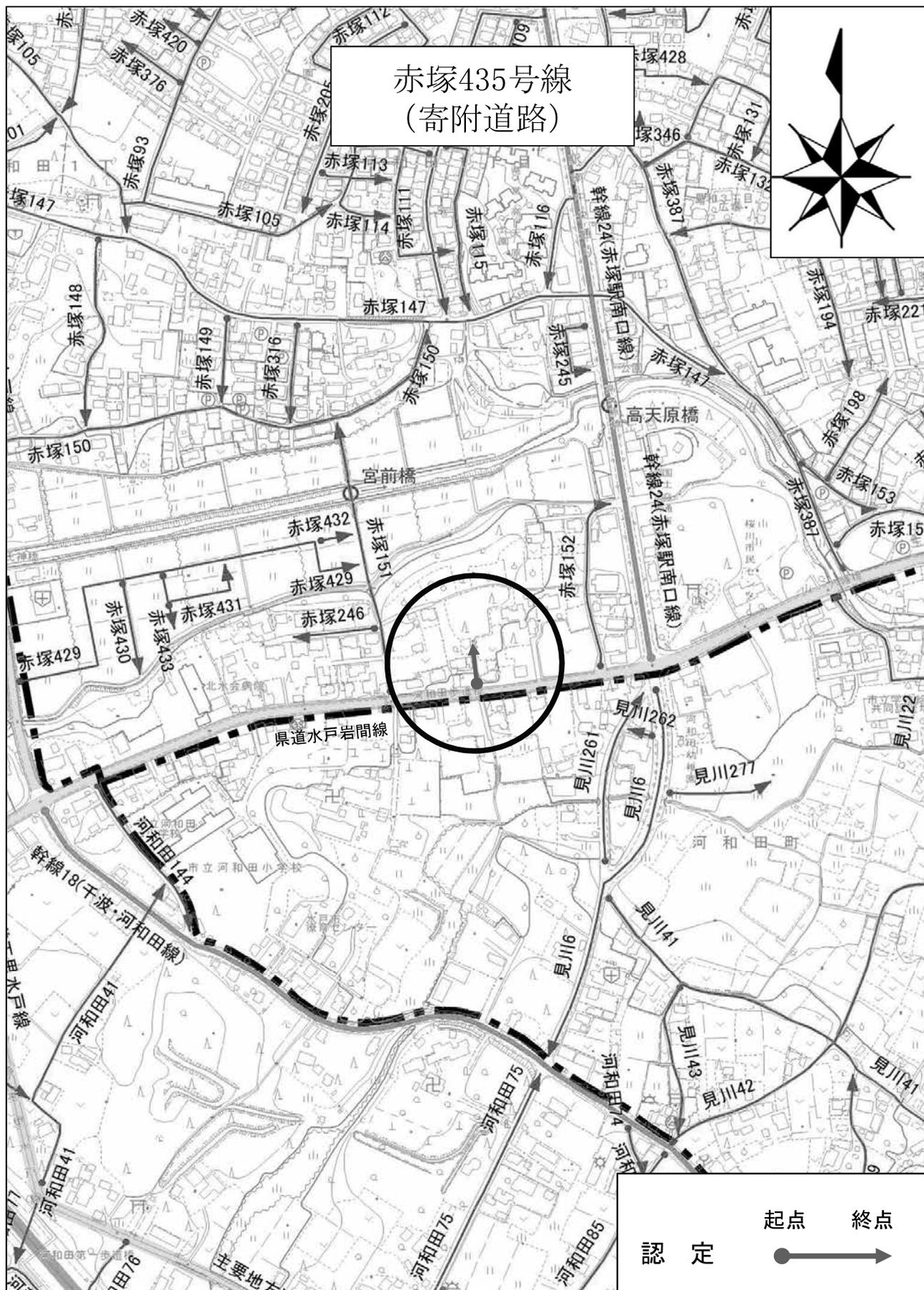
市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



水戸市立酒門小学校校舎増築工事請負契約の締結について

水戸市立酒門小学校校舎増築工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 水戸市立酒門小学校校舎増築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 358,600,000円 |
| 3 契約の相手方 | 大貫・鈴木良特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市けやき台3丁目62番地1
株式会社大貫工務店
代表取締役 大 貫 茂 男 |
| 構成員 | 水戸市けやき台3丁目62番地1
株式会社大貫工務店
代表取締役 大 貫 茂 男 |
| 構成員 | 水戸市緑町1丁目1番4号
株式会社鈴木良工務店
代表取締役 鈴 木 勝 彦 |

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

土地の取得について

鯉淵市民運動場用地として、次により取得するものとする。

記

- 1 土地の表示 水戸市鯉淵町字五ノ割4632番1ほか1筆
雑種地 20,712平方メートル
- 2 取得価格 45,566,400円
- 3 契約の相手方 埼玉県戸田市笹目6丁目19番地の32
水野商事株式会社 代表取締役 水野勝利

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和6年度水戸市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度水戸市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795,685千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,858,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
19 寄附金		千円 974,800	千円 37,385	千円 1,012,185
	1 寄附金	974,800	37,385	1,012,185
21 繰越金		524,773	758,300	1,283,073
	1 繰越金	524,773	758,300	1,283,073
歳 入 合 計		123,062,323	795,685	123,858,008

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2 総務費		千円 9,948,883	千円 757,000	千円 10,705,883
	1 総務管理費	7,864,812	757,000	8,621,812
6 農林水産業費		1,485,979	1,300	1,487,279
	1 農業費	1,453,945	1,300	1,455,245
10 教育費		13,072,429	37,385	13,109,814
	5 社会教育費	1,116,628	37,385	1,154,013
歳 出 合 計		123,062,323	795,685	123,858,008

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
自転車等駐車場管理運営に係る債務負担	令和 7 年度から 令和11年度まで	千円 562,700

報告第67号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

水戸市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年水戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「応じて、」の次に「児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の」を加え、同項第3号中「特別児童扶養手当法施行令」を「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当法施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）」に改め、同条第2項ただし書中「児童手当法施行令」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第289号）による改正前の児童手当法施行令」に、「特別児童扶養手当法施行令」を「旧特別児童扶養手当法施行令」に、「同施行令」を「特別児童扶養手当法施行令」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項ただし書の改正規定（「児童手当法施行令」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第289号）による改正前の児童手当法施行令」に改める部分に限る。）は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の第5条第1項の規定（同項第1号に係る部分に限る。） 令和6年6月1日
 - (2) 改正後の第5条第1項の規定（同項第3号に係る部分に限る。）及び同条第2項ただし書の規定（「特別児童扶養手当法施行令」を「旧特別児童扶養手当法施行令」に改める部分に限る。） 令和6年8月1日

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和6年9月30日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第68号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険条例（昭和34年水戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に，「，若しくは」を「，又は」に改め，「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

上記については，市議会の議決に代え，地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和6年11月15日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第69号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき，令和6年度水戸市一般会計補正予算（第4号）を別紙のように処分したから，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

令和6年度水戸市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度水戸市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,062,323千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和6年10月3日処分

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
17 県支出金		千円 9,212,893	千円 89,000	千円 9,301,893
	3 委託金	496,803	89,000	585,803
歳 入 合 計		122,973,323	89,000	123,062,323

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2 総務費		千円 9,859,883	千円 89,000	千円 9,948,883
	4 選挙費	41,617	89,000	130,617
歳 出 合 計		122,973,323	89,000	123,063,323

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例及び水戸市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び 水戸市市税条例の一部を改正する条例

(水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(水戸市市税条例の一部改正)

第2条 水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第34条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

付 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年10月7日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第71号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

水戸市手数料条例の一部を改正する条例

水戸市手数料条例（平成4年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表129の部及び130の部中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表131の部及び132の部中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表133の部中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表134の部中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

付 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年10月22日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第72号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，訴えの提起について，別紙のように処分したから，同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

訴えの提起について

市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めするため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

記

1 訴えの相手方

[Redacted]

2 訴えの原因

市営住宅の家賃及び使用料の滞納があるため、相手方に市営住宅及び駐車場の明渡し並びに滞納家賃及び使用料の支払を求めたが応じなかった。

3 訴えの要旨

- (1) 相手方に対し、市営住宅及び駐車場の明渡し並びに滞納家賃、使用料等の支払を命ずるとの判決を求める。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

4 上訴に関する取扱い

必要に応じて上訴するものとする。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年11月7日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第73号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第74号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

報告第75号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第76号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市石川2丁目4198番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市赤塚2丁目2019番152地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市赤塚2丁目2019番152地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和6年8月26日 午前7時10分頃
事故発生場所	水戸市赤塚2丁目2019番152地先
和解の相手方	●●●●●● ●●●●●●●●●●●●
事故の概要	相手方の車両が上記場所を走行した際、市道の集水柵のグレーチングが跳ね上がり、相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、●●●●●●●●●●●●に対し、損害賠償金として44,279円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年9月25日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第79号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市城南3丁目1番1地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市城南3丁目1番1地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和6年9月24日 午後3時30分頃
事故発生場所	水戸市城南3丁目1番1地先
和解の相手方	●●●●●●●●●●
事故の概要	上記場所の市道の側溝の蓋が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、●●●●●●●●●●に対し、損害賠償金として12,848円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年11月12日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第80号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市立緑岡中学校駐車場で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

報告第81号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市中央1丁目1番10地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市中央1丁目1番10地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和6年8月19日 午後9時30分頃
事故発生場所	水戸市中央1丁目1番10地先
和解の相手方	██████████ ██████████
事故の概要	大雨による内部の水圧の上昇により、上記場所のマンホールの蓋が外れたため、当該マンホール上を走行した相手方の車両が当該マンホールに落下した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、██████████に対し、損害賠償金として146,817円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年10月29日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第82号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市中央1丁目1番10地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年12月2日提出

水戸市長 高橋 靖

